

土木交通委員会

説明資料

街路樹再生指針(案)について

平成27年7月1日

緑政土木局

街路樹再生指針(案)について

目 次

	頁
1 策定の趣旨等 -----	1
(1) 策定の趣旨 -----	1
(2) 方針の位置づけ -----	1
(3) 対象とする街路樹 -----	1
(4) 街路樹再生の必要性 -----	1
(5) 策定の経緯 -----	2
2 指針(案)の概要 -----	3
(1) 街路樹の現状 -----	3
(2) 取り組みの方向性 -----	4
(3) 再生方針 -----	4
(4) 取り組み -----	5
3 今後の予定 -----	7

1 策定の趣旨等

(1) 策定の趣旨

名古屋市の緑のネットワークを形成する街路樹は、平成26年4月現在約10万4千本となり、市域における街路樹密度において、大都市のトップクラスとなっています。

しかし、その一部は植栽後40年以上が経過し、大木化や老朽化、生育環境の悪化が進み、従来の維持管理手法では解決できない多くの課題を抱え転換期を迎えています。

そこで、この市民の身近な緑として街路樹が持つさまざまな機能や役割を十分に発揮できるよう、街路樹再生指針（案）を策定して、適正な管理を推進します。

(2) 方針の位置づけ

街路樹再生指針は、「名古屋市総合計画2018」の「都市像3 快適な都市環境と自然が調和するまち」を進めるため、街路樹の適正な管理に関する基本的な考え方をまとめたものです。

(3) 対象とする街路樹

本市の街路樹のうち高木（高さ3m以上）を対象とします。

(4) 街路樹再生の必要性

- ・大木化や老朽化に伴う倒木や枯れ枝の落下、根上がりによる事故リスクの増大
- ・市街地の高密度化による生育環境の悪化
- ・限られた予算による維持管理手法や工夫の限界

(5) 策定の経緯

- ア 第14回名古屋市緑の審議会へ諮問（平成25年3月26日）
「都市空間における街路樹のあり方について」

イ 街路樹部会の開催

年 月	内 容
第1回 平成25年5月	街路樹の現状、課題 街路樹の新たな役割と機能
第2回 平成25年7月	基本的な考え方及び方針
第3回 平成25年10月	新たな街路樹管理の方向性と手法
第4回 平成26年1月	具体的な管理方法と利活用方策
第5回 平成26年5月	答申（案）

- ウ 第16回名古屋市緑の審議会より答申（平成26年7月17日）

・目指すべき街路樹像

街路樹再生により都市と市民が輝く名古屋を創造する
～都市の価値を高め、地域に愛される街路樹～

・基本方針

- 1 健全な街路樹を目指す
- 2 街路樹を市民・事業者と共に育てる
- 3 街路樹で都市空間をブランディングする

エ 庁内検討会の開催

平成26年5月 ～平成27年2月	関係課長会議 5回開催 関係係長会議 9回開催
---------------------	----------------------------

2 指針(案)の概要

(1) 街路樹の現状

ア 整備状況

名古屋市における街路樹の植栽は、高度経済成長期の昭和40年代以降、都市の基盤整備とともに本格的に進められました。

年度	街路樹（高木3m以上）の本数
昭和46年度	3.5万本
昭和50年度	5.0万本
昭和55年度	6.6万本
昭和60年度	7.5万本
平成2年度	8.7万本
平成7年度	9.9万本
平成12年度	10.2万本
平成17年度	10.4万本
平成22年度	10.5万本
平成26年度	10.4万本

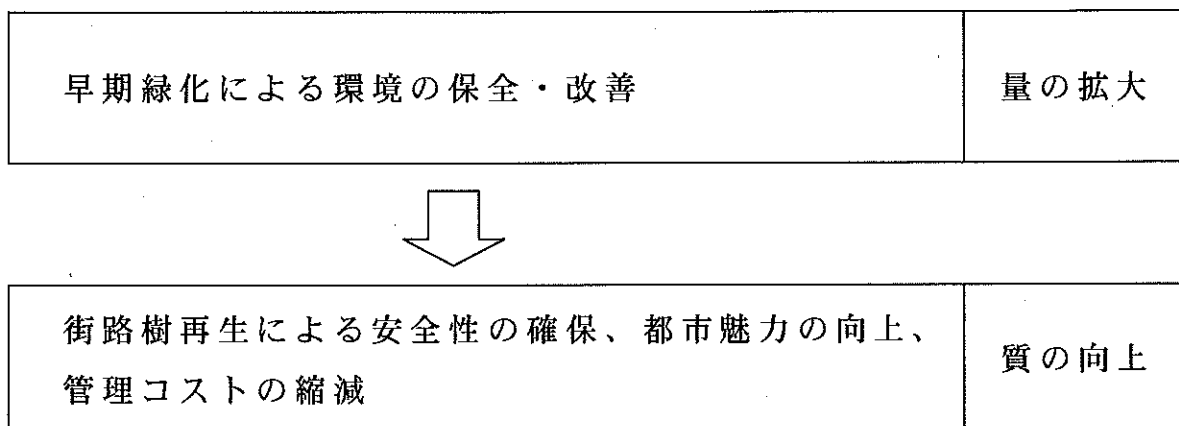
イ 事故リスクの増大

植栽後40年以上を経過する街路樹が増え、その一部は大木化や老朽化、生育環境の悪化により、倒木や落枝などの事故をはじめ市民生活の安全面に影響を与えています。

ウ 限られた予算による対応

これまで剪定や除草、清掃頻度の見直しなどにより、限られた予算の中で安全性の確保を図ってまいりました。しかし、今後も樹木の大木化や老朽化がより一層進行することから、整備や維持管理の対応を見直す転換期を迎えています。

(2) 取り組みの方向性



(3) 再生方針

- ア 「再生方針1 計画的な更新・撤去による街路樹再生」
- ・事故の危険性がある街路樹等を更新・撤去し、安全性を確保します。
 - ・地域と連携した樹木の更新を行い、都市や地域の魅力を高めます。
 - ・管理数量の見直し、剪定頻度の少ない樹種への更新により、維持管理コストの縮減を図ります。
- イ 「再生方針2 樹高抑制・間伐と剪定管理による樹形再生」
- ・事故リスクが増大した大高木を樹高抑制や間伐することで点検や管理を容易にし、安全性を確保します。
 - ・樹種ごとに適切な頻度で定期的な剪定を行い、街並みと調和の取れた樹形を再生し魅力を高めます。
- ウ 「再生方針3 名古屋の顔となるシンボル並木の形成」
- ・街路樹の質の向上や利活用により、都市や地域の魅力を高めます。
 - ・街路樹を通じた市民や事業者の多様な参画を実現し、まちづくりの充実を図ります。

(4) 取り組み

ア 「再生方針1 計画的な更新・撤去による街路樹再生」

(ア) 対象路線の具体化

路線毎に評価を行い、計画的な更新・撤去を行う対象路線と事業化の優先順位を決めて取り組みます。

評価の視点

- ・ 樹木の老朽化や大木化等による課題が多い路線（※）
- ・ 生育環境に課題のある路線
- ・ 歩道幅員や沿道状況に比べて大木化している路線
- ・ 根上がりによる歩道の段差等、市民に著しい影響を与えている路線
- ・ 地域要望が強い路線
- ・ 剪定頻度が高い路線

※ 課題が多い主な樹種

アオギリ、ナンキンハゼ、エンジュ、プラタナス

(イ) 更新による街路樹の再生、不適合木の撤去

現状の課題を踏まえ、地域にふさわしい樹種の選定や生育環境の確保策など将来に向けた取り組みメニューを示して、地域の皆様と協議・連携しながら進めます。

イ 「再生方針 2 樹高抑制・間伐と剪定管理による樹形再生」

(ア) 安全性確保のための大高木の樹高抑制・間伐

大きくなり過ぎた樹木については、落枝事故のリスク低減や適正な点検・管理を行うために樹高抑制や間伐を行い、道路空間や街並みと調和のとれた樹形に再生します。

(イ) 街並みと調和の取れた樹形をつくる剪定管理

街路樹の健全な育成のため、定期的な剪定を樹種ごとの特性や地域の状況にあわせて概ね1年から3年に1回の頻度で継続し、街並みと調和のとれた樹形を維持します。

ウ 「再生方針 3 名古屋の顔となるシンボル並木の形成」

(ア) シンボル並木の育成管理

広小路通、大津通など名古屋を代表する路線にある街路樹については、並木の美しさが都市の魅力の向上につながるよう配慮した質の高い維持管理に努めます。

(イ) 地域との連携強化

地域の住民や事業者が街路樹の整備や維持管理などに関わることができる取り組みを充実させ、より一層の連携強化を図ります。

(ウ) 民間主体による街路樹づくりの促進

民間再開発の際に、地域全体の魅力向上につながるよう事業者による街路樹づくりを促進します。

3 今後の予定

市民の理解と協力を得ながら平成28年度から計画的に街路樹再生を進めます。本指針に基づき路線毎の現状評価を行い、対象路線と優先順位、事業スケジュール等を整理し、地域の皆様と連携しながら具体的な取り組みの推進を図ります。

